

独立行政法人国立高等専門学校機構船員の労働時間、休暇等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第10号

制定 平成16年 4月 1日

一部改正 平成17年 4月 20日

一部改正 平成18年 4月 4日

一部改正 平成19年 3月 30日

一部改正 平成20年 3月 28日

一部改正 平成21年 3月 24日

一部改正 平成22年 3月 30日

一部改正 平成22年 7月 26日

一部改正 平成23年 3月 30日

一部改正 平成24年 4月 27日

一部改正 平成25年 3月 29日

一部改正 平成26年 3月 31日

一部改正 平成28年 12月 27日

一部改正 平成31年 2月 28日

一部改正 令和 2年 1月 27日

一部改正 令和 4年 3月 31日

一部改正 令和 5年 12月 25日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構船員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第7号。以下「船員就業規則」という。）第45条の規定に基づき、機構の船員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 船員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、船員法（昭和22年法律第100号）その他の法令に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

第2章 労働時間、休憩及び休日

(船員の基準労働期間)

第3条 船員の基準労働期間を9月とする。ただし、労働協約を締結した場合には12月とすることができます。

(所定労働時間及び始業、終業の時刻等)

第4条 乗組員の所定労働時間は、1日当たり7時間45分とし、1週間当たりの労働時間は、前条の基準労働期間について平均38時間45分とする。

2 始業及び終業の時刻は、次の表の（1）とする。ただし、業務の都合上必要がある場合は、理事長が指定する職員については、（2）に定めるところによるものとする。

	始業時間	終業時間
(1)	午前8時30分	午後5時
(2)	午前9時30分	午後6時

3 業務上の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が7時間45分を超えない範囲で、理事長は、始業及び終業の時刻その他労働時間の割振りを変更することがある。

4 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育又は対象家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第四号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う船員が、1日の労働時間を変更することなく、始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする労働時間の割振りによる労働（以下「早出遅出労働」という。）を請求したときは、機構の運営に支障がある場合を除き、理事長が定めるところにより、当該船員に当該請求に係る早出遅出労働をさせるものとする。

(休憩時間)

第5条 前条に規定する労働時間の途中に、45分の休憩時間を置く。

2 前項の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。

3 乗組員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休憩時間の特例)

第6条 業務上の必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、理事長は、休憩時間の時間帯を変更することがある

(労働時間の割振り)

第7条 船員のうち教員について教育、研究、指導等のため、第4条及び第5条の規定によることが困難な場合は、同条の規定にかかわらず、当該船員に周知した上で、第4条第1項の規定の範囲内において、理事長が個別に労働時間の割振り等を行うことができるものとする。

(労働場所以外の労働)

第8条 理事長は、業務の都合上必要と認められる場合には、乗組員に通常の勤務場所を

離れて労働を命ずることがある。

- 2 前項の規定により乗組員が労働を命じられた場合において、その労働の労働時間が算定し難い場合には、当該労働日に割り振られた労働時間を労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するため、通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

(時間外労働)

第9条 理事長は、船長の判断により船員法第64条に規定する臨時の必要があるとき及び特別の必要がある場合においては、第4条の規定による労働時間を超えて乗組員を労働させ、又は臨時の必要があるときにおいては、第13条に規定する休日に乗組員を労働させることができる。

- 2 前項の規定により労働を命じられた時間が、第4条第1項に規定する労働時間を通じて7時間45分を超えるときは、第5条に規定する休憩時間と併せて1時間の休憩時間を労働の途中に置かなければならない。
- 3 3歳に満たない子の養育又は対象家族の介護を行う乗組員であって、申出のあった者については、船員法第64条の2の規定に基づく協定で別に定めるところにより、第1項の所定労働時間以外の時間又は休目における労働をさせてはならない。
- 4 小学校就学前の子の養育又は対象家族の介護を行う乗組員であって、申出のあった者については、船員法第64条の2の規定に基づく協定で別に定めるところにより、第1項の所定労働時間以外の労働を短いものとしなければならない。
- 5 理事長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない女子乗組員に第1項の労働を命じてはならない。

(夜間労働)

第10条 理事長は、業務の都合上必要と認められる場合には、夜間（午後8時から午前5時まで）に労働を命ずることがある。

- 2 小学校就学前の子の養育又は対象家族の介護を行う乗組員であって、申出のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、夜間には従事させてはならない。
- 3 妊娠中又は出産後1年を経過しない女子乗組員は、第1項の時間帯に労働させないものとする。ただし、船員法第88条の4第1項ただし書き及び同条第2項に該当する場合はこの限りでない。

(例外規定)

第11条 第4条から前条まで、第13条及び第14条の規定は、乗組員が人命若しくは練習船の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合には、これを適用しない。

(予備船員の労働時間等)

第12条 第3条から第10条までの規定は、予備船員に関して準用する。この場合にお

いて、これらの規定中「乗組員」とあるのは「予備船員」と、「女子乗組員」とあるのは「女子予備船員」と読み替えるものとする。

(休日)

第13条 休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）
- 四 12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）
- 五 その他理事長が特に指定する日

(休日の振替)

第14条 理事長は、前条に規定する休日に業務上の必要により労働を命じる場合には、当該休日をあらかじめ当該休日を起算日とする前後4週間の期間内の労働日に振り替えるものとする。ただし、基準労働期間を超えることはできない。

2 前項により振り替えることができない場合は、基準労働期間内で振り替えることができる。

第3章 宿日直

(宿日直)

第15条 理事長は、船員に対し、所定の労働時間以外の時間及び休日に本来の業務に従事しないで宿日直勤務を命じることがある。

2 宿日直勤務の時間その他の事項については、別に定める。

第4章 労働時間の特例

(短時間労働)

第16条 船員は、小学校就学前の子の養育又は対象家族の介護を必要とする場合には、請求により1日の所定労働時間を短縮した労働（次項において「短時間労働」という。）に就くことができる。

2 短時間労働の対象者、期間、手続等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の育児休業等に関する規則（機構規則第19号。以下「育児休業規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の介護休業等に関する規則（機構規則第20号。以下「介護休業規則」という。）の定めるところによる。

第5章 休暇

(休暇の種類)

第17条 船員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 前項の休暇は、有給とする。

(年次有給休暇)

第18条 船員に与える年次有給休暇の日数は、労働期間（船員となった日（年次有給休暇が与えられた船員にあっては、当該休暇の基礎となったその船員の引き続いた労働をした期間の終了した日の翌日）から引き続いた労働をした期間をいう。以下この条において同じ。）1年につき40日とする。

2 労働期間が1年に満たない場合の船員に与える年次有給休暇の日数は、次のとおりとする。

労働期間 箇月	1 箇月	2 箇月	3 箇月	4 箇月	5 箇月	6 箇月	7 箇月	8 箇月	9 箇月	10 箇月	11 箇月	12 箇月
休暇 日数 日	2 日	5 日	7 日	10 日	12 日	15 日	16 日	18 日	20 日	21 日	23 日	25 日

3 第1項に規定する「労働をした期間」とは、乗船期間をいう。ただし、予備船員（業務によらない負傷又は疾病による休暇中の者及び第26条の規定により労働しない期間を除く。）期間は、乗船期間とみなす。

4 労働期間が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が1年当たり6週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の労働と連続して労働した期間とみなす。

(年次有給休暇の時季変更権)

第19条 船員の請求する時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合には、理事長は、他の時季にこれを与えることができる。

(年次有給休暇の単位)

第20条 年次有給休暇の単位は1日とする。ただし、船員法第75条の定める日数を超えて付与する休暇については、半日又は1時間を単位とすることができるものとする。半日を日に換算する場合には、2回をもって1日とし、時間を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。

2 前項で定める半日を単位とする年次有給休暇は、始業時刻から休憩時間の直前もしくは、休憩時間終了直後から終業時刻までとする。

(病気休暇)

第21条 病気休暇は、船員が次の各号に掲げる事由のため、その労働しないことがやむ

を得ないと認められる場合、又は生理日における労働が著しく困難であるとして女性船員から請求があった場合における休暇とする。

- 一 負傷若しくは疾病（以下「傷病」という）のために療養する必要がある場合（第三号及び第四号に掲げる場合を除く。）
 - 二 生理日における労働が著しく困難な場合
 - 三 業務上の災害（負傷、傷病又は障害をいう。以下同じ。）又は通勤途上における災害のため療養する必要がある場合
 - 四 独立行政法人国立高等専門学校機構船員安全衛生管理規則（機構規則第32号）第22条により就業が制限された場合
- 2 病気休暇の期間は、療養のため労働しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、前項第一号による病気休暇の期間は、当該病気休暇の使用を開始した日から、暦日で連続して90日を超えることはできない。
- 3 第1項第一号による病気休暇を、暦日で連続する8日以上の期間使用した教職員が、連続して使用した病気休暇の期間の末日の翌日から、割り振られた勤務時間のすべてを勤務した日（以下「実勤務日数」という。）が20日に達するまでの間に、再度、同一の傷病（その症状及び要因等が明らかに異なる傷病以外の傷病をいう。）により病気休暇を取得したときは、それらの病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 4 第1項第一号による病気休暇を連続して90日使用した場合において、実勤務日数が20日に達するまでの間に、同一の傷病以外の傷病により療養する必要が生じたときは、第2項ただし書に関わらず、第1項第一号による病気休暇を使用することができる。この場合において、当該病気休暇の期間は暦日で連続して90日を超えることはできない。

（特別休暇）

第22条 特別休暇は、次の各号に定める場合に与えることとし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 船員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間
- 二 船員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間
- 三 船員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため労働しないことがやむを得ないと認められるときは、必要と認められる期間
- 四 船員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その労働しないことが相当であると認められるときは、一年において5日の範囲内の期間
 - イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって特に認めるものにおける活動

ハ イ及びロにおける活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

五 船員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるときは、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間

五の二 船員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顎微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

六 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性船員が申し出た場合は、出産の日までの申し出た期間

七 女性船員が出産した場合は、出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性船員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。）

八 生後3年に達しない子を育てる船員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等（託児所への送り迎え等、子のため的一般的な世話を含む。）を行う場合は、一の年において20日を上限とし（ただし、生後1年に達しない子を育てる船員については日数の上限を設けないものとする。）、1日2回それぞれ30分以内の期間（ただし、当該船員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該船員以外の親が取得する期間を差し引いた期間）

九 船員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）の出産に伴い労働しないことが相当であると認められるときは、船員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間

十 船員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日から6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する船員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、当該期間内における5日の範囲内の期間

十一 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）又は孫（配偶者の孫を含む。）（以下この号において「子等」という。）を養育する船員が、その子等の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子等の世話をを行うことをいう。）を行うため又はその子等に予防接種若しくは健康診断を受けさせため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年において5日にその子等の人数を乗じて得た日数の範囲内の期間。ただし、孫を船員が養育していない場合において、その孫を養育している者が、その孫のために看護を行うため又はその孫に予防接種若しくは健康診断を受けさせることが困難と認められる場合にあっては、船員

が養育していないその孫も対象とする。

- 十二 要介護状態（育児・介護休業法第2条第三号に定める要介護状態をいう。以下同じ。）にある対象家族の介護及び通院等の付き添い並びに対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族の必要な世話をを行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- 十三 船員の親族（別表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、船員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるときは、別表に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- 十四 船員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため労働しないことが相当であると認められるときは、1日の範囲内の期間
- 十五 船員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため労働しないことが相当であると認められる場合は、一年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
- 十六 地震、水害、火災その他の災害により船員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、船員が当該住居の復旧作業等のため労働しないことが相当であると認められるときは、連続する7日の範囲内の期間
- 十七 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、必要と認められる期間
- 十八 地震、水害、火災その他の災害時において、船員が退勤途上における身体の危険を回避するため労働しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間
- 十九 7月から9月までの期間内に各学校が実施する夏季一斉休業の期間内において理事長が指定する一の年において1日の範囲内の期間
- 二十 教職員が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則（機構規則第29号。以下「教職員表彰規則」という。）第2条第1項第一号により表彰された場合は、当該表彰された日から1年を超えない期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間
- 二十一 その他、理事長が特に指定する日
- 2 前項（第十五号及び第二十号を除く。）の連続する日数及び週数には、休日及び振替日を含むものとする。
- 3 第1項第五号の二及び第九号から第十二号までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 4 特別休暇（第十九号を除く。）は、船員の申し出に基づき与える休暇とし、申し出の手続きに關し必要な事項は別に定める。

（病気休暇等の単位）

第23条 病気休暇、特別休暇及び船員就業規則第35条に定める職務専念義務免除期間の単位は、前条に定める場合を除き、1日、1時間又は1分とする。

2 病気休暇は、時間を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とし、特別休暇は、時間を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

第6章 休業

(育児休業)

第24条 船員のうち、満3歳に達する日までの間にある子の養育を必要とする者は、申し出により育児休業をすることができる。

2 育児休業の対象者、期間、手続等については、育児休業規則の定めるところによる。

(介護休業)

第25条 船員の対象家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、申し出により介護休業をすることができる。

2 介護休業の対象者、期間、手続等については、介護休業規則の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第26条 船員が自発的に大学等における修学をするため、又は国際貢献活動をするため、理事長の承認を得たときは、休業をすることができる。

2 前項の休業の対象者、期間、手続等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の自己啓発等休業に関する規則（機構規則第75号）の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第27条 船員の配偶者が外国で勤務する場合等で、船員が当該配偶者と外国で生活を共にするため、理事長の承認を得たときは、休業することができる。

2 前項の休業の対象者、期間、手続等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の配偶者同行休業に関する規則（機構規則第131号）の定めるところによる。

附 則（平成16年4月1日制定）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(休暇の引継ぎ)

2 この規則の施行日の前日に「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）第17条の適用を受けていた職員が、引き続き機構成立の日に機構

の船員となった場合は、本規則第18条第1項に規定する年次有給休暇を付与する。

附 則（平成17年4月20日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日一部改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日一部改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日一部改正）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(時間単位年休に関する経過措置)

2 施行日において、年次有給休暇に1時間未満の残時間数がある場合は、これを1時間に切り上げるものとする。

附 則（平成22年7月26日一部改正）

この規則は、平成22年7月26日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日一部改正）

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日一部改正）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(表彰による特別休暇に関する経過措置)

2 この規則の施行日前に教職員表彰規則第2条第1項第一号による表彰又は平成16年

3月31日以前に国立高等専門学校において同様の表彰を受けた教職員については、第22条第1項第二十号中「当該表彰された日から1年を超えない範囲内」とあるのを「平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間」とし、同号の休暇を与えることができる。

附 則（平成26年3月31日一部改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日一部改正）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日一部改正）

この規則は、令和5年12月25日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定については令和5年4月1日から適用する。

別 表 (第22条第1項第十三号関係)

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(船員が代襲相続し,かつ,祭具等の承継を受ける場合にあっては, 7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(船員が代襲相続し,かつ,祭具等の承継を受ける場合にあっては, 7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(船員と生計を一にしていた場合にあっては, 7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(船員と生計を一にしていた場合にあっては, 5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(船員と生計を一にしていた場合にあっては, 3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日